くうしめ

編集・発行: 杉並区立消費者センター 杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並3階 tel.03-3398-3141 ない。

すぎなみ

2023.9 No. 336

令和5年9月発行

クーリング・オフってどんな制度?

「契約をしたけれど、後でよく考えたらやっぱりやめたい」そんな経験はありませんか?通信販売 や店舗などでの買い物はクーリング・オフできないこと、ご存知ですか?

知っているようで詳しくは知らないクーリング・オフについて確認しましょう。

クーリング・オフ制度とは

特定の取引において、消費者に冷静に考え直す時間を与え、一定の期間であれば無条件で 一方的に契約の申し込みの撤回や契約の解除ができる制度です。

※2022年6月1日より、書面のほか、メール・ウェブサイトの専用フォーム・FAX等でもクーリング・オフの通知を行うことが可能になりました。

クーリング・オフが適用できる場合

- ●一方的な契約の解除や申込みの撤回ができるのは、特別な場合のみです。
- ●事業者が自主的に規定している場合
- ●事業者が個別に契約内容に取り入れている場合
- ●法律に規定がある場合

1

特定商取引法のクーリング・オフ

- ●訪問販売/電話勧誘販売/訪問購入/特定継続的役務提供(エステティック・ 美容医療・語学教室・家庭教師・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介サービス) → 8日間
- ●連鎖販売取引/業務提供誘引販売取引(内職商法・モニター商法) → 20日間

クーリング・オフの方法~必ず書面で通知~

決められた期間内に、販売会社 の代表宛てに通知します。

はがきの場合

送る前にはがきの<mark>両面コピー</mark>を とり、<mark>簡易書留 や 特定記録郵便</mark> など発信の記録が残る方法で送付 します。



	郵便はがき
切手	
特にはいる。特別は、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	○○会社 代表社
自分の氏名	代表者様
]

契約解除通知		
下記の契約を解除します。		
• 契約年月日年月日		
商品・役務名		
• 契約金額円		
• 販売会社株式会社		
担当者		
なお、支払った代金○○○円 を返金し、商品を引き取って 下さい。		
年月日 住所		
氏名		
代表者様		



メールの場合

クーリング・オフのメール送付先が記載されている場合はその アドレスに、わからない場合は会社の代表メールアドレスに送り ます。送信記録をスクリーンショットなどで残しましょう。

クーリング・オフの効果

- ●違約金や損害賠償金を支払わなくてよい
- ●届いている商品の引取りに要する費用は、販売業者が負担する
- ●すでに支払った代金は、全額返金される
- ●すでにサービスを受けていても代金は支払わなくてよい(化粧品や健康食品など指定消耗品を使用したときは、場合により支払うこともあります)

【次のような場合はクーリング・オフができません。】

- ●クーリング・オフ期間が過ぎた場合 ※契約書面の不備、販売業者によるクーリング・オフ妨害があった 場合などは期限を過ぎてもクーリング・オフが可能です。
- ●営業や仕事用のために契約した場合
- ●代金が3,000円未満の現金取引き
- ●化粧品や健康食品などの指定消耗品を使用した場合の使用済み分
- ●その他、葬儀、自動車など適用除外にあたる商品やサービス

メールの記入例

宛先:XXXX@XXX.co.jp 件名:クーリング・オフ

○○株式会社 次の契約を解除します。 契約年月日 ○年○月○日 商 品 名 ○○○○ 契約金額 ○○○円 販売会社 ○○株式会社 担 当 者 ○○氏

支払った代金〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

年	月日
住所	
氏名	
	株式会社
代表者	

ターリング・オフ Q&A

- **Q1** 休日が入るので、8日以内に事業者(販売会社やクレジット会社)に届きません。どうしたらよいですか。
- ▲ クーリング・オフは、クーリング・オフ期間内に通知を発信すれば、発信した日に効力が発生します。
- **Q2** 20万円の美顔エステを契約して、エステを1回受けてしまったが、クーリング・オフできますか。
 - ▲ エステティックサロンの契約では、期間がひと月を超え代金が5万円を超える契約は、契約 書面を受け取った日から8日間以内であれば、サービスを受けていたとしてもクーリング・オフできます。支払い済みの代金は返金されます。
- **Q3** ネットショッピングなどの通信販売で、8日以内に返品を申し出たら契約解除ができたことがあります。クーリング・オフとは違うのですか?
 - ▲ 通信販売は、画面やカタログなどの表示を見て自ら申し込み、不意打ち的な契約ではないため、クーリング・オフ制度はありません。しかし、事業者が独自に「返品制度」を設けているケースがあります。返品制度の有無や返品可能な日数は、通販事業者が定め、表示することになっています。画面やカタログに返品制度について記載していない場合は、消費者は商品を受け取ってから8日以内であれば返品送料を消費者が負担して返品(契約解除)できます。

クーリング・オフ通知の書き方などで困ったときは、 一人で悩まず消費者センターに相談してください。

出典:国民生活センター、東京くらし WEB

消費生活サポーターコーナ-

やってみました 「自宅で1日被災体験



9月と言えば「防災月間」。地震、集中豪雨、台風など、さまざまな災害が起きています。 もしもに備えた準備はできていますか?今回は消費生活サポーターが、自宅で1日被災体験を 敢行しました!便利な日常から一転・・・その様子をお伝えします。

水道が使えない!!

- ●水は飲料用のペットボトルを用意 し、手洗い・洗面用の水は、台所と洗 面所に折り畳み式ポリタンクを設置し ました。浴槽にはほぼいつも水を貯め ているので、風呂水で洗顔して体を拭 きました。
- ●食事はお皿が汚れないように ラップを敷いたり、ワンプレー ト料理にしたり、節水を心がけ ました。



折り畳み式ポリタンク

電気が使えない!

- ●基本は早寝早起きで節電。非常時の持ち出し用キャ リーケースに、スタンド式や吊り下げ式などいろいろな タイプの懐中電灯を準備しました。
- ●警視庁がHPで紹介していた懐中 電灯の上にペットボトルを置いた 「ペットボトルランタン」を夜試しま した。とても明るく、おすすめです。





ワンプレート料理



持出用キャリーケース

ガスが使えない!

●食事作りはカセットコンロが必須。朝、ビニール袋に米を入れて、1日分のご飯を炊きました。朝食は缶 詰の大豆とレトルトパウチのひじき、乾燥野菜を入れたインスタントみそ汁。昼食は、缶詰の牛丼に海苔を かけ、乾燥野菜のお浸し、粉末のオニオンスープ。夕食は、朝炊いたご飯が固くなったので、炒めてカレー 粉で味をつけたレトルトカレー、フリーズドライのもずくスープ。おやつは小魚チップスと紅茶にしました。 大人2人の1日の食事作りで、カセットボンベ1本が空になったので、予備は多めに持ちたいと思います。

ペットボトルランタン

●被災生活が長引くと野菜不足になりそうです。洗えば食べられる野菜や、ビン・缶・フレーク・チップス・ パウダー状の野菜類を買い置きして、野菜料理のバリエーションを増やそうと思います。1日だけでも3食 レトルト類が続くと、思いのほか辛く感じました。

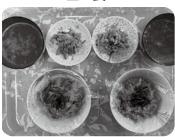
朝に1日分の炊飯



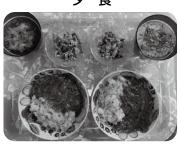
朝食



昼食



夕 食



朝の習慣としてコーヒーを淹れるのが楽しみなのですが、それができなくて残念でした。停電を想定して 冷蔵庫の牛乳を早めに飲みましたが、温かい飲み物も欲しくなります。何も考えず日常の習慣としてテレビ をつけたり蛇口を触わったりしてしまい、それがかなりストレスになると感じました。

(消費生活サポーター)

多重債務 110番

9月4日(月)・5日(火)

高齢者被害特別相談

9月11日(月)~13日(水)の3日間

- ●杉並区立消費者センター
- ☎03-3398-3121 (午前9時~午後4時)
- ●東京都消費生活総合センター ☎03-3235-1155 (午前9時~午後5時)

借金返済でお困りの方へ。

- 一人で悩まず相談しましょう。
- 以下の窓口でも受け付けます。
- ●東京都高齢者被害110番 03-3235-3366(高齢者本人)
- ●東京都高齢消費者見守りホットライン 03-3235-1334 (※ご家族・ホームヘルパー・ケアマネージャー等からの お問い合わせ)

きおぎくぼセンター祭に 参加します

場 所:荻窪地域区民センター

日程:10月29日(日)

時間:午前10時から午後4時

内 容:消費者団体の活動紹介(パネル

展示他)、消費者センターの 周知、パンフレットなどの配布

など

消費生活特別講座を開催しました

「5アンペア生活をやってみた」 著者に聞く ~今日からできる省エネ・創エネ生活~

7月1日(土)、朝日新聞記者 の斎藤健一郎さんによる講演会 を行いました(59名参加)。 5アンペア生活の歩み、エコハ ウスづくりの経験等からわたし たちの実生活で取り入れられる 省エネ術を学びました。



こんな相談がありました!!



購入したペットが病気だった! - ペットショップの最低性? -



相談事例

ペットショップで犬を購入した。翌日から ずっと寝ているので心配になり動物病院へ連れて 行ったところ、先天性の病気があると診断された。 病気であっても飼うつもりだが、ペットショップ に治療費を請求できないだろうか。

消費者へのアドバイス

ペットは生き物ですが、法律上はモノと同じ考 え方をします。ペットショップには健康なペット を引き渡す義務があるので、獣医師の診断書をも とに治療費を請求することができます。

ペットショップによっては契約書に「治療費の 負担は販売価格の50%まで」「交換対応のみ」と いった特約を設けてお店の責任を限定している場 合がありますので、まずは契約書の内容を確認し 店側がどこまで対応すべきと規程しているかを把 握した上で交渉するようにしましょう。

なお、特約によって責任の範囲を限定している 場合でも、消費者に一方的に不利な条項は、消費 者契約法の規定によって無効となる場合がありま す。

困ったときは、消費者センターにご相談ください。

商品の購入、契約などについてトラブルが起きたとき、迷ったときなどお気軽にご相談下さい!

杉並区立 消費者センター

相談受付時間 午前9時~午後4時(土曜・日曜・祝日・12/29~1/3は休み)

杉並区立消費者センター 検索



回品[25] くらしの窓すぎなみバックナンバー

